○杏林大学職務発明等取扱規程

制定 平成29年 1月16日 改正 令和 6年 5月20日

(目的)

第1条 この規程は、杏林学園(以下、「学園」という。)に所属する教職員がなした杏林学園職員就業規則第9章第76条に定める発明、考案又は意匠(以下「職務発明等」という。また、職務発明等をした学園の教職員を「発明者等」という。)の取扱いに関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次のとおり用語を定義する。
- (1)職務発明等とは、特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権 及び商標権の対象となる創作で、その内容が学園の業務範囲に属し、かつ、当該発明 等を行った行為が当該教職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- (2) 特許等とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びそれらを受ける権利をいう。
- (3) 特許等登録とは、特許登録、実用新案登録、意匠登録、商標登録をいう。
- 2 この規程の対象となるのは、杏林学園職員就業規則第2条第1項に定める常勤職員を いう。

(発明の届出)

- **第3条** 発明者等は、前条の職務発明等が生じた場合、すみやかに研究推進センターに届け出なければならない。
- 2 職務発明等以外の発明等で、特許等を受ける権利を学園に譲渡しようとする時は、前項に準ずるものとする。

(権利の承継等)

- 第4条 学園は、職務発明等による特許等を受ける権利を承継することができる。
- 2 学園が承継しない職務発明等による特許等を受ける権利は、発明者等に帰属する。ただし、発明者等が申し出た時は、学園は承継することができる。
- 3 職務発明等について学園が承継すると決定した場合は、決定した日をもって職務発明 等に係る権利が学園に承継されたものとする。

(委員会)

- 第5条 この規程に定める事項を取り扱うため、発明委員会を置く。
- 2 前項に定める職務発明等の承継は、以下の点を総合的に勘案して、権利の承継の可否 及び権利の維持の可否を審議し決定するものとする。また、不服申し立ての当否につい ても審議し、決定するものとする。
- (1) 特許等登録の可能性

- (2) 特許等登録の維持の必要性
- (3) 技術の優位性
- (4) 事業性
- (5) その他
- 3 前2項の検討結果にかかわらず、学園は職務発明等の権利を承継しないことができる ものとする。

(委員会の構成)

- 第6条 発明委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
- (1) 学長
- (2) 発明者が所属する部門の長
- (3) 研究推進センター長
- (4) 研究推進副センター長
- (5) 事務局長(事務局長が不在の場合は事務局次長)
- (6) 法律・知的財産の専門家等 若干名
- (7) その他、委員長が必要と認める者(学識経験者を含む) 若干名
- 2 発明委員会の委員長は学長とする。
- 3 発明委員会の委員長は必要に応じ発明委員会を開催する。

(承継等に関する結果通知)

- **第7条** 発明委員会が第5条の定めにより職務発明等の権利の承継ならびに維持についての決定を行った時は、すみやかに発明者等にその結果を通知するものとする。
- 2 発明委員会が第5条の定めにより学園が承継しないと決定した場合は、学園は何らの 権利、義務を有しないものとする。また発明者等が自己の費用で発明者等自身の名義で 権利化し、又は第三者に譲渡することができる旨を付記し、その旨を通知するものとす る。

(譲渡書の提出)

第8条 学園が特許等を受ける権利を承継すると決定した場合には、発明者等は、別に定める権利譲渡書及びその他必要な書類を理事長に提出しなければならない。

(特許等の出願及び費用負担)

- 第9条 学園が特許等を受ける権利を承継すると決定した場合には、学校法人杏林学園理事長を出願人として出願に必要な手続きを行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、職務発明等の性質上、公開を避けるため出願を行わず、学 園内に保留する場合がある。
- 3 学園が承継した職務発明等にかかる特許等の出願、審査請求、権利の維持、管理等に要する費用(弁理士費用を含み、以下「特許費用」という。)は、学園が負担するものとする。なお、学園が第三者と共同出願する場合は、当該第三者と協議して、学園と当該第三者の特許費用の負担割合を定めるものとする。
- 4 発明者は、学園から求められた場合、出願手続に協力するものとする。

(対価の扱い)

- 第10条 特許等の実施により収入を得た場合の対価の支払いは、特許費用を除き配分する。
- 2 配分は、発明者等及び学園に対して行うものとし、その取扱いについては、細則に定 める。
- 3 共同発明における対価の扱いは、発明寄与率等をもとに協議した額を発明者等へ配分 する。
- 4 第9条第3項による第三者との共同出願した発明に係る対価の扱いは、学園と当該第 三者の協議により決定する。

(不服の申し立て)

- 第11条 第7条に定める決定に不服がある時は、発明者等は、通知を受けた日から1箇月以内に、発明委員会に対し、不服の申し立てを行うことができる。
- 2 前項の申し立ては、不服申立書を研究推進センターに提出するものとする。
- 3 不服申立書が提出された時は、不服申し立ての当否を判断し、その結果を当該発明者 等に通知する。

(退職後の取扱)

- 第12条 発明者等が学園を退職した場合においても、第9条第4項の協力義務及び第1 0条の対価の扱いを受ける権利は、存続する。
- 2 前項の権利ないし義務を有する発明者が死亡した時は、その相続人が当該権利ないし 義務を承継する。

(守秘義務)

第13条 学園及び発明者等は、当該発明等の内容について、学園が出願するまでの期間 又は公表により公知になるまでの期間、秘密を守らなければならない。

(発明者等の損害賠償義務)

- 第14条 職務発明等をした発明者等及びその事実を知り得た教職員が当該発明等に関し、 次の各号に掲げる行為をした時は、学園に対しその行為によって生じた一切の損害について、賠償する義務を負うものとする。
 - (1) 発明の内容を学園が出願する前に、第三者に知らせ若しくは不注意に漏らしたとき。
 - (2) 学園へ届出なく当該発明等について特許等を出願し、あるいはこれを実施したとき。
 - (3) 他人の名義をもって特許等を出願したとき。
 - (4) 学園が当該発明に関し出願する前に、学園を退職し、前各号の行為をしたとき。 (事務局)
- 第15条 この規程に関する事務は、公的資金企画管理課が担当する。 (規程の改廃)
- 第16条 この規程の改廃は、運営審議会の議を経るものとする。

附則

この規程は、平成29年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 6月 1日から施行する。